別紙5

厚生労働省発障０７２４第４号
令　和　７　年　７　月　２４　日

各 ⎛都　道　府　県　知　事⎞
　 ⎜指　定　都　市　市　長⎟ 殿
　 ⎝中　核　市　市　長⎠

厚生労働事務次官
（　公　印　省　略　）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和７年度（令和６年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」により行うこととされ、令和７年４月１日から適用することとされたので通知する。

別紙

令和７年度（令和６年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱

（通則）

１　令和７年度（令和６年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　障害者総合支援法等に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することへの対応を目的とする。

（定義）

３　この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

（１）「市町村等」とは、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。

（２）「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

（交付の対象）

４　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」により次に掲げる事業

①　介護ロボット等の導入支援事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う介護ロボット等の導入支援事業

イ　都道府県、指定都市及び中核市が行う介護ロボット等の導入促進のための事業

ウ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う介護ロボット等を導入する事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

②　ICT の導入支援事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う ICT の導入支援事業

イ　都道府県、指定都市及び中核市が行う ICT 導入のための研修事業

ウ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等

が行う ICT を導入する事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

③　介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

イ　都道府県、指定都市及び中核市が行う介護テクノロジーのパッケージ型導入支援に伴う、介護ロボット等の導入促進のための事業やＩＣＴ導入のための研修事業

ウ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行うパッケージ型による介護テクノロジーを導入する事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（２）障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

令和７年２月 13 日障発０２１３第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業実施要綱」により次に掲げる事業

ア　都道府県及び指定都市が行う小規模事業所の協働化モデル事業

イ　市町村等（特別区を含み、指定都市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う小規模事業所の協働化モデル事業に対して都道府県及び指定都市が補助する事業

（３）障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第７号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス事業所等サポート事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

（４）障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

令和７年２月 19 日障発０２１９第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う又は補助する事業

（５）就労継続支援Ａ型事業所の経営改善モデル事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労継続支援Ａ型事業所の経営改善モデル事業実施要綱」により次に掲げる事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う経営改善モデル事業

イ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う経営改善モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（６）障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業実施要綱」により次に掲げる事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等の導入事業

イ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等の導入事業に対して都道府県、

指定都市及び中核市が補助する事業

（７）障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

（８）農福連携等プラス推進モデル事業

令和７年２月 18 日障発０２１８第６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「農福連携等プラス推進モデル事業実施要綱」により次に掲げる事業

ア　都道府県、指定都市及び中核市が行う農福連携等プラス推進モデル事業

イ　市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）若しくは社会福祉法人等が行う農福連携等プラス推進モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（９）障害福祉サービス事業所等における環境改善支援事業

令和７年２月 13 日障発０２１３第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス事業所等における環境改善支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う環境改善支援事業に対して北海道、札幌市、旭川市及び函館市が補助する事業

（10）障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和７年２月 17 日障発０２１７第６号、こ支障第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長連名通知の別紙「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

（交付額の算定方法）

５　この補助金の交付額は、別表の第１欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第２欄の事業ごと（４の（２）、４の（５）、４の（８）及び４の（９）については、施設又は事業所ごと）の算出額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）直接補助事業

①　４の（１）の①のイ、②のイ、③のイ、（３）、（４）、（７）及び（10）の事業

別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

②　４の（１）の①のア、②のア、③のア及び（６）のアの事業

施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算定し、その合計した額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

③　４の（２）のア、（５）のア及び（８）のアの事業

施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額と

する。

（２）間接補助事業

①　４の（１）の①のウ、②のウ、③のウ及び（６）のイの事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を算定し、その合計した額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

②　４の（２）のイの事業

ア　１のグループごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ　１のグループごとに、アにより選定された額と都道府県及び指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

③　４の（５）のイ及び（８）のイの事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ　施設又は事業所ごとに、アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

④　４の（９）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を算定し、その合計した額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じた額と北海道、札幌市、旭川市及び函館市が補助した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（補助金の概算払）

６　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、

又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式２により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（９）都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 都道府県及び指定都市、中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県及び指定都市、中核市は、間接補助金を社会福祉法人等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア（１）から（７）までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあっては（２）、（３）、（４）及び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

指定都市・中核市にあっては（２）、（３）、（４）及び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都市・中核市の長」と、「国庫」とあるのは「指定都市・中核市」と、（５）中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「指定都市・中核市の長の承認」と、読み替えるものとする。

イ　間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式２に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに、都道府県知事、指定都市・中核市の長に

報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市及び中核市に返還しなければならない。

ウ　間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 都道府県、指定都市、中核市が市町村等（指定都市、中核市を除く。）に間接補助金を交付する場合は、以下の条件を付さなければならない。

ア（１）、（２）、（３）、（４）及び（７）に掲げる条件。

この場合において、（２）、（３）、（４）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事又は指定都市・中核市の長」と読み替えるものとする。

イ　市町村等は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ（５）及び（６）に掲げる条件。

この場合において、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事、指定都市・中核市の長の承認」と、（６）中「国庫」とあるのは「都道府県・指定都市・中核市」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事、指定都市・中核市の長の承認」と読み替えるものとする。

(13) (11) 及び (12) により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市・中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、別紙様式３による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

9　この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10　この補助金の交付決定までの標準期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、８又は９による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（実績報告）

11　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

都道府県知事、指定都市市長、中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式４による事業実績報告書に関係書類を添えて、別途定める日（７（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（補助金の返還）

12　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13　特別の事情により５、８、９及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1　区分	2　事業名	3　基準額	4　対象経費	5　補助率
直接補助事業	障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	介護ロボット等の導入支援 ・障害者支援施設 １施設あたり 2,100千円 ・グループホーム １事業所あたり 1,500千円 ・その他事業所 １事業所あたり 1,200千円	介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	1/2
		介護ロボット等の導入促進のための事業 １自治体あたり 2,530千円 ※コンサルタント等の事業については、１事業所あたり300千円	介護ロボット等の導入支援の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2
		ICTの導入支援 １施設又は事業所あたり 1,000千円	ICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2
		ICT導入のための研修事業 284千円	ICT導入のための研修事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

		介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 １施設又は事業所あたり10,000千円 （１）介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費 （２）見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費	（１）について 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 ICT の導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 （２）について 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{1}{2}$
	障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業	小規模事業所の協働化モデル事業 １グループあたり20,000千円 ※社会福祉連携推進法人化を目指す場合は加算する。 ※単独型の場合は10,000千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	定額

	障害福祉サービス事業所等サポート事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス事業所等サポート事業の実施に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助金	10/10
	障害福祉人材確保･職場環境改善等事業	障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施に必要な補助金、交付金	10/10
		障害福祉人材確保・職場環境改善等事業（都道府県分） 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施に必要な報酬、給料、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	
	就労継続支援Ａ型事業所の経営改善モデル事業	経営改善モデル事業 １施設又は事業所あたり14,550千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
	障害者就労施設における生産活動の効率化に資するＩＣＴ機器等の導入事業	ICT 機器等導入支援事業 １施設又は事業所あたり2,000千円	障害者の障害特性に配慮した ICT 機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1/2

	障害者就労施設における就労支援事業会計の管理･経営改善支援等事業	就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業 １自治体あたり5,000千円	管理・経営改善支援等事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1/2
	農福連携等プラス推進モデル事業	農福連携等プラス推進モデル事業 １施設又は事業所あたり10,660千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
	障害福祉分野における相談支援体制等強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	相談支援体制等強化事業事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
間接補助事業	障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	介護ロボット等の導入支援 ・障害者支援施設 １施設あたり 2,100千円 ・グループホーム １事業所あたり 1,500千円 ・その他事業所 １事業所あたり 1,200千円	介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金	2/3

		ICTの導入支援 １施設又は事業所あたり1,000千円	ICT の導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3
		介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 １施設又は事業所あたり10,000千円 （１）介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費 （２）見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費	（１）について 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 ICT の導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金 （２）について 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3
	障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業	小規模事業所の協働化モデル事業 １グループあたり20,000千円 ※社会福祉連携推進法人化を目指す場合は加算する。 ※単独型の場合は10,000	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	定額

		千円を上限とする。		
	就労継続支援Ａ型事業所の経営改善モデル事業	経営改善モデル事業 １施設又は事業所あたり14,550千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
	障害者就労施設における生産活動の効率化に資するＩＣＴ機器等の導入事業	ICT機器等導入支援事業 １施設又は事業所あたり2,000千円	障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2/3
	農福連携等プラス推進モデル事業	農福連携等プラス推進モデル事業 １施設又は事業所あたり10,660千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
	障害福祉サービス事業所等における環境改善支援事業	環境改善支援事業 １施設又は事業所あたり1,000千円	環境改善支援事業の実施に必要な備品購入費（冷暖房用機器の購入費用に限る。）、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象	2/3

			とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	